

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社



有期契約労働者の無期転換に関するQ&A②

今回の通信では前回に引き続き来年の平成30年から本格的に実施される無期転換ルールに関して、よくお問い合わせを頂く疑問をQ&A形式でご紹介させていただきます。

Q 有期契約労働者として働いていて、一度退職をした従業員が再度有期契約労働者として勤務している場合の契約期間は、退職をする前の契約期間から通算した期間になりますか？

A 契約期間が通算されるかは同一の会社との間で有期労働契約が締結されていない期間（無契約期間）によって変動してきます。 ※無契約期間…退職し、労働契約が存在しない期間

【無契約期間の前の契約期間が1年以上の場合】

- ・無契約期間が6ヶ月以上の場合：無契約期間の前の契約期間は通算されません。
- ・無契約期間が6ヶ月未満の場合：無契約期間の前の契約期間も通算されます。

【無契約期間の前の契約期間が1年未満の場合】

無契約期間の前の通算契約期間	契約がない期間（無契約期間）
2ヶ月以下	1ヶ月以上
2ヶ月超～4ヶ月以下	2ヶ月以上
4ヶ月超～6ヶ月以下	3ヶ月以上
6ヶ月超～8ヶ月以下	4ヶ月以上
8ヶ月超～10ヶ月以下	5ヶ月以上
10ヶ月超～	6ヶ月以上



例：有期契約労働者として3年間勤務（一回の契約期間が3年）をしていた従業員を、退職して5ヶ月後に再度同じ条件で有期契約労働者として雇用した場合、契約期間は退職前の契約期間が通算されて、再度雇用した時点から無期転換への申込みの権利が発生します。

Q 無期転換の申込みがあった場合には、正社員へ転換をしなくてはいけないのでしょうか。また、給与や待遇等の労働条件も変更しなくてはなりませんか？

A 無期転換ルールは契約期間を有期から無期に転換するルールなので、無期転換後の雇用区分については正社員ではなく、会社の制度によって決めることが出来ます。給与や待遇等の労働条件については、労働協約や就業規則、個々の労働契約で別段の定めがない場合には、直前の有期労働契約と同一の条件（契約期間以外）になります。

Q 派遣社員として勤務している場合には、無期転換の申込みは出来ますか？ また申込み先は派遣先と派遣会社のどちらになりますか？

A 派遣社員でも有期契約労働を結んでいる場合には、派遣会社との労働契約期間が5年を超えた場合には無期転換の申込みをすることが出来ます。また派遣社員が無期転換の申込みをする場合には派遣会社へ無期転換の申込みをすることが出来ます。（登録型派遣の場合、派遣会社に登録しているだけでは労働契約を結んでいない為、その期間は契約期間にカウントすることは出来ません）

平成29年10月1日より 改正育児介護休業法スタート

- ①育児休業の再延長が可能になり、2歳まで育児休業給付金が受けられるようになります。
- ②事業主は労働者やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その従業員へ個別に育児休業等に関する制度を知らせる努力義務が創設されます。
- ③事業主は未就学児を抱えて働く方が子育てをしやすいように、育児に関する目的で利用出来る休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。